はじめに

災害時における食料や水の確保は、生命維持に関わる重要な問題であり、栄養状態の悪化は避難生活における健康状態に影響する。

これまでの被災地でも、避難所に支援物資として多く供給される食料(パン類、弁当、菓子類が多く、生鮮食品が不足等)による栄養素の偏りから健康を損なうことが指摘されており、流通の復旧に伴って供給される食料を適切に被災者に配分することは重要である。

また、「アレルギー」、「高血圧・心疾患」、「糖尿病」、「腎疾患(透析含)」、「特定疾患等の重症疾病等を有する人」に、「(前述以外の)エネルギーや栄養素量の管理が必要な人」と「嚥下、咀嚼を考慮した食物形態のコントロールが必要な人」を合わせると、厚生労働省データに基づく試算では、「普通の食事が食べられない住民」が国民の3人に1人(32.5%)にのぼる*とされており、「普通の食事が食べられない住民」を含む被災住民各々に適切な栄養・食生活支援を行うことが非常に重要な課題となっている。

このことから、平成23年3月の東日本大震災では、初めて厚生労働省からの依頼により管理栄養士・栄養士の被災地派遣が行われ、平成24年9月6日中央防災会議において決定された防災基本計画では、「管理栄養士」の活用が明記された。

災害時に県民の生命と暮らしを守るための栄養・食生活支援を行うためには、日頃からの県(健康課)、厚生センター(保健所)、市町村の行政に所属する栄養士(保健衛生主管部局・学校・保育所)、病院、事業所等の管理栄養士・栄養士のネットワークづくりを含めた連携を図ることが重要である。また、災害時には安全・安心な炊出し等による食事提供、被災住民の健康相談や栄養指導、健康栄養情報の提供等を迅速、かつ的確に実施する必要がある。加えて、適切な栄養・食生活支援に必要なボランティアの活用等のために、平常時から関係機関、関係者との調整を行っておくことや、特に、県(健康課)、厚生センター(保健所)においては、特定給食施設等に対する平常時の支援や連携も不可欠である。

本マニュアルは、災害時において行政の管理栄養士・栄養士がその専門性を活かし、被災住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復するよう、関係機関及び他職種と連携を図りながら、平常時の備えはもとより、災害時の支援活動を迅速かつ効果的に展開するために策定したものである。

*出典: 厚生労働省地域保健総合推進事業「健康危機管理時の食生活支援及び公衆栄養活動における保健所管理栄養士業務検討」2007報告書

第1章 マニュアルについて

第1章 マニュアルについて

第1節 マニュアルの主旨と考え方

1 マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、県・市町村の「地域防災計画」に基づく栄養指導等を効果的に行うための目安となるものであり、災害時の支援活動を迅速かつ効果的に展開するために作成したものである。

県においては、『「富山県地域防災計画」(地震・津波災害編)「第3章 地震・津波災害応 急対策」「第6節医療救護活動」「第8 被災地における保健医療の確保」』に基づく、被災 住民の健康保持を図るための栄養・食生活支援の指針として位置づける。

2 マニュアルの特徴

(1) 管理栄養士・栄養士による栄養・食生活支援活動を中心に記載

「栄養・食生活支援活動」を効率的に実施するために必要な情報、関係機関や他職種との連携等を記載している。また、被災者支援に携わる管理栄養士・栄養士が「栄養・食生活指導」を効果的に実施するために必要な内容を記載している。

(2) 災害時における管理栄養士・栄養士の活動を「被災住民支援」及び「被災給食施設支援」に分けて記載

「被災住民支援」では、地域における被災者を支援するために、県(健康課)、厚生センター(保健所)、市町村が行う支援内容を記載し、「被災給食施設支援」では、施設での給食提供を早期回復させるために、給食施設に期待する役割と県(健康課、厚生センター)が行う支援を記載している。

(3) 平常時の対策を重点的に記載

災害時において、栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に行うためには、平常時の備えが重要である。また、給食施設においても災害発生直後は自力で乗り切らざるを得ない状況になることが予想される。このことから、各所で十分な備えを行うために、平常時の活動を重点的に記載している。

(4) 時系列的に一連の流れを記載

災害時における支援活動内容は、発生時期、被害状況等により異なり、時間の経過とともに変化する。このことから災害発生時から想定される事柄、それに伴う支援活動内容及び関係機関の役割が明確になるよう、一連の流れとして組織別に支援活動の内容を記載している。

活動に際して

災害時における栄養・食生活支援にあたっては、災害関係法規等を理解しておくことが必要である。管理栄養士・栄養士の責務、役割に着目すると、平成24年9月6日には防災基本計画の避難場所の運営管理の項目において、「管理栄養士」が明記されているほか、「地域における行政栄養士業務の基本指針(厚生労働省通知H15.10.30 健習発1030001)」において、市町村、厚生センター(保健所)、県(健康課)の行政栄養士ともに「健康危機管理」として、災害等の栄養・食生活に関する危機管理に対して日頃から体制づくり等に積極的に参画することが求められている。

第2節 富山県の支援体制の概要

災害時、県(健康課)、厚生センター、市町村(栄養対策担当部局)は連携を図り、被災住 民等の支援を行う役割がある。

特に、被災住民支援は、市町村が第一線となるため、市町村(栄養対策担当部局)は、備蓄品の状況や避難所の食料供給状況を確認し、栄養の観点から改善が必要な場合の適切な支援を実施しなければならない。

また、食事に配慮が必要な人用の食料需要状況を確認し、不足する場合には厚生センター、 県 (健康課)、取扱い業者等と連携し確保に努めることが必要となる。

厚生センター(保健所)は、管内市町村の被災状況及び復旧状況、住民の状況等の情報を継続的に把握し、管内被災市町村と連携して被災住民に対する支援を行うとともに、被災給食施設等に対する支援を行う。

県(健康課)は、被災地全体の状況を把握し、部局横断的な支援体制を整え、状況に応じた適切な栄養・食生活支援を実施するための調整(栄養士派遣支援・特殊栄養食品確保等)を広域的に行う。

また、県、厚生センター、市町村は平常時から栄養士会や食生活改善推進連絡協議会等の 関係団体と連携を図り、栄養・食生活支援活動のネットワークを形成しておく。

【県の栄養・食生活支援体制モデル図】

